

岩手県における被災動物救護活動について

岩手県環境生活部県民くらしの安全課

1. はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、多くの人と動物の命が失われた。本県では県と災害時の動物救護に係る協定を締結する県内の動物愛護団体等とともに「岩手県災害時動物救護本部」(以下、「救護本部」という。)を設置して被災した動物の救護活動を実施し、被災動物の救護に関して一定の成果を上げることができた。今般、本県における東日本大震災時の動物救護に係る対応を検証し、知見を得たので報告する。

2. 方法

災害の発生を想定して策定した動物救護に係る要綱及び東日本大震災発生時に策定した動物救護に係る要領等の関係規定に基づいて実施した救護本部の対応について、救護本部構成団体等から収集した意見等をもとに検証した。

3. 救護本部の概要

(1) 組織体系及び活動内容(図1)

ア 救護本部(事務局:社団法人岩手県獣医師会)

業務内容:ペット関係物資(ペットフード、ケージ等)の調達・管理・配送、基金の管理、関係団体等との連絡調整等

構成団体:社団法人岩手県獣医師会(以下、「県獣医師会」という。)、県内動物愛護団体等(10団体)、岩手県(県民くらしの安全課)

岩手県と災害時における動物の救護活動に関する協定を締結する動物愛護団体等

イ 地域支部

(ア)被災動物保護班

活動内容:本部(事務局)との連絡調整、被災動物相談受付、逸走動物の保護・管理、避難所等での適正飼養の普及啓発等

担 当:岩手県(各保健所)

(イ)被災動物医療班

活動内容:負傷動物の応急治療、被災した飼主等からの動物の一時保管、被災動物に係る健康相談等

担 当:県獣医師会支会

(ウ)被災動物支援班

活動内容:本部(事務局)から提供されたペット関係物資の配布、避難所等における飼養動物の飼養状況確認及びペット関係物資のニーズ調査、被災した飼い主等からの動物の一時保管、避難所等での相談窓口設置

担 当:岩手県(各保健所)、県獣医師会支会、県内動物愛護団体等(10団体)、岩手県動物愛護推進ボランティア

(2) 活動期間

平成 23 年 3 月 22 日 ~ 平成 23 年 8 月 21 日

(3) 動物の保護等の実績

	犬			ねこ		
	合計	返還	譲渡	合計	返還	譲渡
一時保管	166	123	10	71	50	3
引取り	21		17	37		19
飼主不明	15	7	7	22	2	10
合計	202	130	34	130	52	32

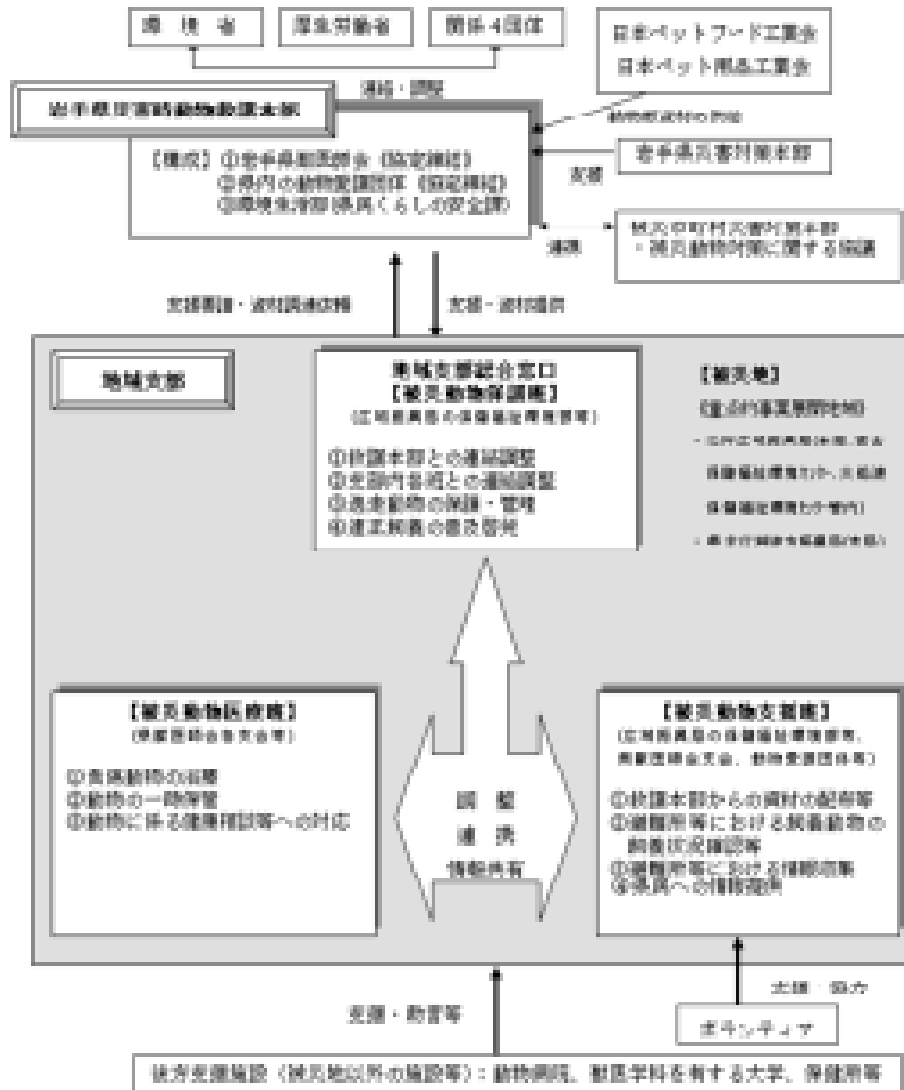


図1 岩手県災害時動物救護本部の組織体系及び活動内容の概要

4. 救護本部の活動に係る検証

(1) 救護本部の運営について

ア 救護本部設置の手続きについて

救護本部は県民くらしの安全課と県獣医師会が協議して設置することとされていたが、県民くらしの安全課が「岩手県災害対策本部規程」により、被災地への食糧等の生活関連物資の調達業務を担当することとなっており、その業務に忙殺されたこと等から、救護本部が設置されたのは震災発生から11日後であった。

救護本部事務局については、地域防災計画の趣旨及び関係者相互の連携をより円滑にする観点から、当課に置いたほうがよかたのではないかという意見があった一方、人への支援を最優先する必要があった行政の立場からは、動物救護に全面的に取り組むことのできる県獣医師会に事務局を置いたことが活動を円滑にしたとの意見があった。

イ 事業実施に係る基金の管理について

救護本部事務局を県獣医師会が担当し、被災動物のための支援金を適時活用した。被災動物に対する応急治療等の獣医療に要する費用、動物の保管等に関する経費の考え方等について規定がなかったことから、学識経験者等を含む委員会を組織し、救護本部構成団体の合意のもと支援金を活用した。しかし、経費の考え方、支援の対象とする動物及び期間等については団体により様々な意見があり、調整は容易ではなかった。

ウ 動物愛護団体に係る基本的情報の把握について

県と協定を締結する団体が対応可能な活動地域や動物保管頭数等、動物救護に係る基本的情報が十分に把握されていなかったことから、発災後、県救護本部の対応を検討する段階になって、各団体に係るそれらの情報について改めて調査等を行うことになった。

エ 救護本部の解散手続について

被災者向けの全ての仮設住宅が完成し、避難所の閉鎖のめどが立った時点で救護本部を解散したが、救護本部内には被災動物救護活動の継続を求める声もあった。

(2) 被災地での活動について

ア 被災動物に関する情報収集について

被災地を管轄する保健所が中心となり、避難所を巡回して動物の飼養状況の確認に努めた。しかし、被害が甚大かつ広範囲であったために保健所では十分な巡回ができず、また、避難所を巡回しても飼い主から話を聞くことができないことも多く、被災動物の実態把握は困難であった。避難所に救護本部の支援のポスターを掲示し、被災した飼い主からの情報を待つことも試みたが、避難所の所在が流動的かつ多数であるために各避難所へのポスター掲示が困難であること、避難所に掲示されるポスターの種類が極めて多かったことから被災動物の実態把握には十分な効果が得られなかった。

なお、被災地において被災動物に係る情報収集が困難を極めた理由の一つに、被災動物救護活動をする者の素性（所属や身分等）が分かりにくいとの指摘があったことから、専用の腕章を作成して活用した。

イ ペット関係物資の調達・管理・提供等について

救護本部事務局において物資に関する被災地のニーズの把握が十分でなかったこと等から、支援物資の適切な供給が行われないこともあった。また、支援物資の一時保管場所等についても事前に検討されていなかったため、一部の動物病院等に負担が集中する状況もあった。

ウ 被災地における情報の把握と被災動物救護活動に係る情報の共有について

避難所等において各団体が実施する動物救護及び支援物資配布活動等について、関係団体間で情報の共有が不十分であり、同じ時間帯に同じ地域において活動が実施される等、活動地域に偏りが生じた場合があった。

(3) 保護動物について

ア 保護等した被災動物の飼養管理について

救護本部では、飼い主不明の被災動物の保護、被災した飼い主からの動物の一時預かり及び引取りの3つのカテゴリーに分類して動物の保管等を行った。

保管の期間については、県有施設及び動物病院において概ね2週間、動物愛護団体において概ね3か月を目安として設定したが、一部の飼い主は返還後の動物の飼養ができないこと等から、救護本部による保管期間が長期になる事例もあった。

また、動物収容施設の容量に限りがあること等により、飼養環境が不適切な状況下での動物の飼養がされる場合もあった。

イ 保護等した被災動物の情報公開について

救護本部のホームページ（運営は救護本部を構成する動物愛護団体）により情報を公開したが、より多くの被災者に情報を伝えるため、避難所や仮設住宅へ動物情報を掲示すること等について意見があった。

(4) その他

ア 被災地への交通手段について

発災直後、緊急車両以外の車両の通行が制限されたこと及び車両燃料が入手困難であったことから、被災直後の現地での支援は極めて困難であった。このことを踏まえ、緊急車両等への優先的な給油については県防災計画に係るマニュアルの見直し作業中である。

イ 他県等からの動物愛護団体について

他県から現地入りした動物愛護団体は、各々独立した活動を行うことが多く、救護本部と連携した活動は困難であった。しかし、救護本部の活動について十分な説明等を行い、可能な限り連携した対応ができるよう配慮すべきとの意見もあった。

5. 考察

東日本大震災後に救護本部が設置され、その活動が円滑に行われた背景には、岩手県地域防災計画に動物救護について明記されていたこと、災害時の動物救護に係る協定を県獣医師会及び県内動物愛護団体等と事前に締結していたこと、救護本部の設置について要綱等を整備済みであったこと、救護本部の構成団体が岩手県動物愛護推進協議会の構成団体でもあり、平時から関係者による意見交換等による関係者間の信頼関係が構築されていたこと等がある。これらの前提条件がなくては、そもそも被災動物救護のための組織の設置及び運営は困難であったと考えられる。このことを踏まえ、今回の被災動物救護活動について考察する。

- (1) 救護本部事務局の運営の主体については様々な意見があるが、今回の救護本部活動が円滑に行われた最大の理由は、未曾有の災害の中で動物救護対策に注力した県獣医師会の功績によるところが大きい。行政は、災害時発生時に動物救護活動が円滑に進められるような体制を整備し、県と協定を締結する団体の被災動物救護に係る基本的な情報を収集しておくとともに、救護本部における被災動物救護の考え方及び支援金の活用方法についても一定の考え方を定めておく必要があると考えられた。
- (2) 広範囲の災害の中、最大で399箇所の避難所が設置された本県沿岸部において、被災地の動物救護に係るニーズの把握等のため、救護本部の担当が全ての避難所の場所を確認・巡回することは不可能であり、被災者からの被災動物に係るニーズの連絡を待って救護本部が対応することも困難であった。被災地のニーズの把握方法及び物資の一時保管場所等を含む搬送方法について事前に検討しておく必要がある。また、緊急時における各団体間の連絡方法等について定めるとともに、地域における活動が円滑に行われるよう調整する必要がある。
- (3) 避難所での動物の取扱いについては、避難所ごとに避難者間で一定のルールを定めて無用なトラブルの発生を防止する等、行政や動物愛護団体等だけに依存しない自主的な取り組みが強く望まれることから、避難所で動物を飼養する場合の留意事項等について通常時から広く県民に対し、周知を図っておくことが必要と考えられた。
- (4) 保護等した被災動物の管理は、救護本部としての動物収容施設は設置せず、主に県内の動物愛護団体等又は同団体に所属する個人等に動物の保管を依頼することにより行った。その結果、被災動物の飼養管理についてきめ細かい対応が可能であった一方で、特定の個人に対する責任や負担の増加等の問題もあったことから、基本的な対応方針を定めつつ、最終的には様々な要素を考慮して臨機応変に対応することが必要であると考えられた。
また、必要に応じ、動物の飼養に関して余裕のある動物愛護団体等への動物の移送等を柔軟に行うことができる体制が必要である。
- (5) 被災地への交通手段の確保は、被災動物救護関係だけに留まらない大きな課題であることから、地域防災計画の全体的な見直しの中での動物救護対策の位置付けについても併せて検討する必要がある。
- (6) 被災動物救護活動において動物愛護団体等との連携は欠かせないが、各団体が通常時にどのような活動を行っているか十分に把握していないと機能的な連携は望めない。普段から動物愛護団体に係る基本的情報の把握に努めるとともに、救護本部の実施すべき活動方針等を関係者で共有しておくことが必要であると考えられた。

6. おわりに

災害の発生は、多くの場合予測できない。どのような体制を整備しても万全であることは決していない。しかし、日頃より関係者間の連携を密にしておくことで災害時に柔軟な対応が可能となる。

今後とも、人と動物が共生する社会において、災害発生時に愛護動物の命が可能な限り保護される地域の気風及び体制づくりのための施策の推進が必要であると考えられる。